

大使館便り

第216号 令和3年3月11日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からのご挨拶

ポルトガルは、新型コロナウイルス感染症拡大状況（人口単位当たりの感染者数及び死者数）が、欧州の中でも最悪にあった状況を脱して、足下ではこれらの数値は改善（減少傾向）してきております。レベロ・デ・ソウザ大統領及びコスタ首相はこうした成果は国民の協力の証左であると賛嘆しつつも、入院患者数（特にICU病床）の使用数が依然高いこと、英国由来変異株の普及率上昇等を理由に、まだ決して緩和を語るべき時ではないと、継続的な忍耐を訴えています。一方、努力の甲斐あって今後も悪化するようなことがなければ、段階的な緩和について検討する姿勢も示しており、今後の展開が注目されます。長引く閉塞的な不自由さは万人にとって精神的に辛いところもありますが、当国指導者も述べている通りまだ辛抱が必要な段階にありますので、我々もお互いに頑張ってください。

さて、いわゆるロックダウン中も、当館はオンラインでの活動を続けております。先月22日及び23日は、リスボン・クラブ主催（当館協力）の「全ての者に属する海洋」会議が開催され、ピーター・トムソン国連事務総長海洋特使、ポルトガルの海洋大臣、科学技術高等教育大臣、国防大臣、水路庁長官といった閣僚等、日本を含めた3大陸17カ国の国籍からなる多彩な講演者が様々な視点から海洋につき活発な議論を行いました。また、先月23日、天皇陛下の61才のご生誕日を祝賀して、当館HP特設ページにて私の祝賀ビデオメッセージ、昨年日本ポルトガル修好160周年記念事業、茂木外務大臣によるポルトガル訪問等、様々な行事を写真とともに紹介するビデオも掲載しました。当国の有力者・有識者そして在留邦人の皆様にご案内差し上げたところ、大統領を含む様々な御仁から祝辞を頂戴し、ともに言祝ぐことができました。まだご覧になられますので、お時間のある際に覗いて頂ければ幸いです。

天皇誕生日祝賀特設HPリンク：

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_pt/dia-nacional2021.html

2. 政治・経済関係

(1) 2020年経済成長率の発表

2月2日、国立統計院INEは2020年及び同年第4四半期の国内経済成長率を発表しました。2020年GDP成長率速報値は-7.6%（2019年：+2.2%）を記録し、2013年以来7年ぶりのマイナス成長となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う個人消費及び観光産業を始めとする経済活動の減退、財・サービスの輸出の大幅な減少がマイナス成長の要因となりました。2020年第4四半期成長率は、前年同期と比較し-5.9%を記録

したものの、2020年第3四半期と比較し0.4%を記録し、プラス成長となりました。貿易需要は大幅に減少したものの、前期との比較では、内需・外需ともに回復傾向に向っており、同回復がプラス成長の要因となりました。内需の拡大に関し、ネゴシオス紙は、非食品小売業者の業績が低迷しているものの、クリスマス期間中の各種制限緩和が人々の移動に影響を与え、経済社会活動を活発化させた側面があると分析しています。四半期経済成長率は以下のとおりです。

(四半期毎経済成長率：%)

期/項目	19年3Q	19年4Q	20年1Q	20年2Q	20年3Q	20年4Q
前年同期比	2.0	2.3	▲2.4	▲16.4	▲5.7	▲5.9
前期比	0.4	0.7	▲4.0	▲13.9	13.3	0.4

※Q：四半期

(2) ポルトガル・ラトビア外交樹立100周年

2月19日、政府はラトビアとの外交関係100周年を記念し、共同声明を発表しました。声明では、「ポルトガルは1921年2月19日にラトビアを法律上の国家として承認し、それ以来ラトビアの主権を認めてきた。過去100年を通じ両国は大変な政治・経済・社会的課題に直面したが、国民のゆるぎない決意によって乗り越えてきた。外交関係100周年の祝賀をポルトガルがEU議長国を務める間に迎えられることは、励みとなる偶然である。我々は、政治・経済・文化レベルの二国間関係の更なる強化、そしてEU、NATO、国連及び両国がこれまでに緊密で有意義な協力を重ねてきたその他の多国間枠組みの中での協力の増強へのコミットメントを再確認したい。」とこれまでの関係を振り返り、更なる二国間関係の深化を願いました。

(3) インテルカンプス社の世論調査－2月

2月19日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルカンプス社が実施した世論調査結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党(PS)の支持率は37.6%(前月比0.4ポイント減)と減少し、最大野党・社会民主党(PSD)の支持率は24.7%(同0.6ポイント増)と先月から増加しました。PSとPSDの支持率の差は12.9ポイント(前月比1.0ポイント減)に減少しました。その他主要政党では、左翼連合(BE)とシェーガ党(CH)の支持率が減少し、リベラル主導党(IL)と民衆党(CDS)の支持率が増加しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

(政党別支持率推移)

政党	9月	10月	11月	12月	1月	2月
社会党(PS)	37.4	37.5	37.1	38.0	38.0	37.6
社会民主(PSD)	24.3	24.8	24.2	23.6	24.1	24.7
左翼連合(BE)	9.9	11.0	7.7	7.3	9.1	8.2
シェーガ党(CH)	7.4	7.7	7.3	7.7	9.1	7.3

統一民主連合（CDU※）	5.5	4.3	4.9	5.4	5.7	5.8
リベラル主導党（IL）	4.1	4.1	5.3	3.4	3.6	5.6
人と動物と自然の党（PAN）	2.1	2.4	3.3	4.5	3.8	3.1
民衆党（CDS）	4.3	4.1	4.1	3.2	2.3	2.7
自由党（Livres）	0.9	0.4	1.8	0.9	0.2	0.7

※ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）

（４）CPLP諸国へのワクチン供与を決定

2月23日、コスタ首相は、ポルトガル語公用語アフリカ諸国及び東ティモールに対するワクチン供与の意向を示し、翌24日、同支援が正式に発表されました。本供与は、EUからポルトガルに配分される約2,000万回分の内、5%となる約100万回分をポルトガル語公用語アフリカ諸国及び東ティモールに提供するもので、供与開始時期は今年下半期を予定しています。コスタ首相は「92カ国の人口20%へのワクチン提供を掲げるCovax枠組みに対する資金拠出に加え、我々はEU内で、アフリカを優先としワクチンの追加提供を可能とするワクチン共有メカニズムの下、調整を続けている。現場の能力向上支援を継続しつつ、伝統的な協力国に対し、ポルトガルが購入したワクチンの5%を供与するための調整を続けていく。我々はお互いに依存しており、お互いに頼り合う必要がある。」と本支援の意義を強調しました。

（５）グテーレス国連事務総長の正式立候補表明

2月24日、コスタ首相は、ポルトガル政府としてアントニオ・グテーレス国連事務総長の2期目の立候補を正式に表明する書簡に署名を行いました。会見でコスタ首相は「グテーレス国連事務総長のリーダーシップの下、気候変動対応、海洋の保護、平和の促進及び武力紛争による犠牲者等全ての国際的保護を必要とする者への対応における国連の役割が強化されることを確信する。同事務総長のリーダーシップを自分は信じて疑わない。人類に取っての希望の時であり、他の国々も同総長のこれまでの任期及びこれからの新たな任期に対して同様の評価を行うであろうことを確信する。ポルトガルにとって、同国連事務総長の国際的な任務の遂行に引き続き信頼を寄せられることは誇りである。」と再任への期待を述べました。

（６）新型コロナウイルス国内感染状況と関連措置

昨年11月9日に発動された「非常事態宣言」は、国内の感染状況に鑑み、2週間毎に更新されてきており、目下3月16日まで延長されています。また、1月後半から導入された厳しい制限措置（ロックダウン）も継続させております。こうした措置の甲斐あって最近の新規感染者数と死者数は顕著に低下していますが、他方、安易に措置を緩和すると、かつての失敗（たとえばクリスマス・年末時期に緩和したことで欧州最悪と言われる本年1月の惨事が生じた）を繰り返しかねないとして、慎重に事を進めるべき必要性を、レベロ・デ・ソウザ大統領やコスタ首相が国民へ強く訴えています。ただし、長引く心身にわたる負担（外出できない閉塞感、経済的損失、登校できない子弟の世話など）から制限解除を待望する声もあり、政府は3月11日に段階的な解除計画を発表するとしています。

3. 広報・文化関係

(イベント)

(1) 日本ポルトガル修好通商条約160周年記念：日本をめぐる国際関係をテーマとした特別オンラインセミナー

日時：2021年3月12日（11:00-12:30 GMT）

イベント概要：

国際法及び外交関係がご専門の神戸大学大学院法学研究科篠原俊洋教授によるウェブセミナーが、下記のとおり開催されます。

日本ポルトガル修好160周年（2020年）を記念し、日本を取り巻く様々な国際状況をテーマとして、ウェブ講演会並びに、ティアゴ・マウリシオ在京ポルトガル大使館一等書記官）及びルイス・トメ氏（リスボン大学国際関係学部長）のパネリストを交え円卓ディスカッションが行われます。

本ウェブセミナーは、国際交流基金マドリッド日本文化センター、在ポルトガル日本国大使館、リスボン大学による共催事業となっています。参加ご希望の方は、下記リンクより事前登録をお願いいたします。

<https://www.fundacionjapon.es/es/Actividades/Estudios-Japoneses/evento/139/the-160th-anniversary-of-japan-portugal-treaty-of-peace-friendship-and-commerce>



(2) 第18回Doclisboa国際映画祭（オンラインセッション）の開催

標記国際ドキュメンタリー映画祭が、オンラインにて以下の通り開催されます。詳細については、下記問い合わせ先、URLをご参照ください。

日時：3月11日～17日（期間中であればいつでも視聴可）

プログラム：「From Where I Come, To Where I Go」（7セッション）

※日本のオウム真理教事件を題材にした作品（“Me and the Cult Leader”）含む
チケット代：2.50ユーロ（各セッション）、14ユーロ（全プログラム）

問い合わせ先：assist.programme@doclisboa.org

URL：online.doclisboa.org（プログラム他）

<https://online.doclisboa.org/film/me-and-the-cult-leader/>（“Me and the Cult Leader”）

(お知らせ)

(1) 第14回ポルトガル日本語教師会 オンライン勉強会

ポルトガル日本語教師会では、月に一回、日本語教育に携わる人向けの勉強会を行っております。『日本語教師のためのCEFR』を読み進め、質問・コメントを出しながら、勉強しています（CEFRとはCommon European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessmentの略で、言語教育に関わるすべての人が言語学習・言語教育などに関して参照するためのガイドライン）。

ご興味のある方は是非、ご参加ください。「聞くだけ」の参加も大歓迎です。詳細はポスターをご覧ください。

—お問い合わせ: apjjapones@gmail.com
(APJPポルトガル日本語教師会)

第14回ポルトガル日本語教師会オンライン勉強会

第3章

CEFRが目指す言語教育

2021.3.12 Março 10:30-11:30
ポルトガル日本語教師会Zoomアカウント

今勉強会で読んでいるところ

今月は第3章CEFRが目指す言語教育(44ページ)

「Q.20 CEFRがいう「ストラテジー」とは何ですか？」からです。事前の予習は不要で、その場で当日のテキストを音読するところから始めます。もちろん予習していただいても構いません。下記の本を各自ご準備下さい。本の入手が間に合わない場合は、どうぞご相談ください。毎回参加者が交代で司会をします。「聞くだけ」の参加も歓迎です。興味のある回だけ参加することも可能です。

今勉強会で読んでいる本

くろしお出版「日本語教師のためのCEFR」

奥村 三菜子(編集), 櫻井直子(編集), 鈴木裕子(編集)
単行本(ソフトカバー): 200ページ
出版社: くろしお出版(2016/6/3)
言語: 日本語
ISBN-10: 4874247016
ISBN-13: 978-4874247013

お問い合わせ: ポルトガル日本語教師会 apjjapones@gmail.com

(2) 「まるごと (A1) 日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの 開講

国際交流基金の日本語学習サイト「みなと」に「まるごと日本語オンラインコース (A1)」の解説言語としてポルトガル語が新たに加わりました。

本コースは、インタラクティブなeラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語（聞く、話す、読む、書く）を総合的に学ぶことができます。

下記URLをご参照ください。

URL : <https://www.fundacionjapon.es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues>

(広報文化班より)

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

(ア) 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なる

べく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますのでご利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保険総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ（日本語）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

（イ）なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害（感染者であるかのごとく扱われる被害）等について、お心あたりのある方は、当館領事班へご連絡下さるようお願いいたします。

（２）日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

現在、日本政府は、全ての入国者・再入国者及び帰国者に対し、出国前 7 2 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施しており、この措置は当分の間継続されます。

また、3月5日には、防疫強化措置の更なる強化が発表され、3月19日より、検査証明不所持者については、検疫法に基づき日本への上陸が認められないこととなりました。詳細は以下のリンク先をご確認ください。

（3月5日付の強化措置）

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210305_01.pdf

（3月19日以降の措置）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

さらに、このたび、出国前検査証明の要件が緩和され、厚生労働省が定める同証明フォーマットに検査方法が追加されましたので、今後は以下のリンク先にある「新型コロナウイルス感染症に関する検査証明のフォーマット」をご使用ください。

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

入国時、14日間の公共交通機関不使用並びに自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合に応ずること等について誓約が求められるのは従

前どおりです。なお、ポルトガルは、1月13日に検疫強化対象となる変異ウイルスの感染者が確認された国・地域に追加指定されていますのでご注意ください。

(3) 安全の手引き

当館ホームページに掲載している「安全の手引き」を更新しました。日常の安全管理にお役立て下さい。

<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100156339.pdf>

(4) 安全対策連絡協議会の実施

例年、対面による会合を実施している安全対策連絡協議会ですが、今年度は感染症拡大の影響により、YouTube 動画による情報発信を行うことといたしました。当館警備班及び領事班からの伝達事項を、3月末日までの間以下のリンク先からご視聴いただけますので、お時間の許す際にご確認ください。

https://www.youtube.com/watch?v=_iIVNgorzIw

(5) 欧州でのテロ等に対する注意喚起

12月1日、外務省の海外安全ホームページに、欧州でのテロ等に対する注意喚起が掲載されましたので、以下のリンク先をご一読の上、安全確保に努めていただきますようお願いします。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C085.html

(6) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの導入

昨年、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）において、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが導入されました。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(7) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。

また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しております。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、皆様のご友人・知人で「ポルトガル

に居住しているが、まだ在留届を提出していない方」がおられましたら、届出を行うようご案内下さい。

また、ポルトガル国内で転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を下記領事班あてにご連絡いただきますようお願いします。

(8) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等、第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

登録はこちらからお願いします→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(9) 海外に住んでいても、国政選挙への投票が可能に！

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先をご参照下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

(10) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

(ア) あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

(イ) マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できます。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(※市区町村によって手数料・サービス内容が異なります)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになる予定です。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができるようになります。2021年3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度において使えるようになることを目指しており、また、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

(ウ) マイナンバーカードが健康保険証になれば、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療

養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

(エ) カードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願い申し上げます。

(11) 日本語補習授業校、入学希望者募集

リスボン日本語補習授業校及びポルト日本語補習授業校では、2021年度（令和3年度）の入学希望者を募集いたします。

(ア) 募集する児童生徒

- ・幼稚園・年長組：満5歳以上であること。（2016年4月1日までに生まれた子供）
- ・小学1年クラス：満6歳以上であること。（2015年4月1日までに生まれた子供）
- ・小学2～中学3年生

(イ) 入学の基本条件

- ・ポルトガル国在留の日本国籍を有する子女であること。
- ・当該学年の授業成立に必要な日本語能力を有すること。

(ウ) 授業について

- ・授業日：毎週土曜日 午前中（年間40日程度）
- ・学習教科：国語、算数、数学

詳しくは、こちらのリンクをご覧ください。

<リスボン日本語補習授業校>

<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool/blank-2>

連絡先：lisbon_jschool@yahoo.co.jp

<ポルト日本語補習授業校>

連絡先：kyomuportohoshukou@gmail.com（ポルト日本語補習授業校運営委員会）

(10) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにE-mailにてご連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 E-mail：consular@lb.mofa.go.jp